

事 務 連 絡  
令和 7 年 9 月 5 日

|                   |   |    |
|-------------------|---|----|
| 地方厚生（支）局医療課       | } | 御中 |
| 都道府県民生主管部（局）      |   |    |
| 国民健康保険主管課（部）      |   |    |
| 都道府県後期高齢者医療主管部（局） |   |    |
| 後期高齢者医療主管課（部）     |   |    |

厚生労働省保険局医療課

令和 7 年台風第 15 号等に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格  
確認書等の提示等について

令和 7 年台風第 15 号等に伴う災害の被災に関して、被保険者がマイナ保険証  
又は資格確認書等（有効期間内の被保険者証を含む）を紛失あるいは家庭に残  
したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考  
えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号  
等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者  
医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、  
これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとする  
ので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合  
の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出され  
るものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年 1 月 24  
日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いに  
ついて」（別添）に準じて取り扱われたい。